

第 45 回全国育樹祭宿泊輸送等計画策定業務

企画提案競技実施要領

第 1 趣旨

本業務は、令和 4 年に本県で第 45 回全国育樹祭を開催するにあたり、その宿泊輸送等業務に必要な調査、検討、宿泊施設等の仮確保等の業務を包括的に行うとともに、計画の策定を支援する。この業務の委託先の選定に関しプロポーザル方式による企画提案競技（以下「プロポーザル」という。）に参加しようとする者が遵守しなければならない事項を定める。

第 2 業務概要

- (1) 業務名 第 45 回全国育樹祭宿泊輸送等計画策定業務
 - (2) 契約期間 契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで
 - (3) 業務内容 別紙「第 45 回全国育樹祭宿泊輸送等計画策定業務仕様書」のとおり
 - (4) 限度額 1, 185, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- ※ 上記の金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

第 3 参加資格等

企画提案競技に参加できる者は、単独法人又は本業務受託のために結成された共同企業体（以下、「共同企業体」という。）とする。

単独企業の場合は、下記の（ア）～（サ）までの要件を全て満たしていること。

共同企業体の場合は、代表者は（ア）～（サ）までの要件を全て満たしていることとし、その他の構成員は、（コ）及び（サ）以外の要件を全て満たしていること。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会を行う場合がある。

ア 県内に本社若しくは事業所等を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 大分県が発注する物品等の製造請負及び買入れ等に係る競争入札に必要な参加資格を有していること。

エ 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

- a 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））
 - b 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - c 暴力団員が役員となっている事業者
 - d 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - e 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - f 暴力団または暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - g 役員等が暴力団または暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - h 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- オ 県税の納付義務を有する事業者においては、県税に未納がないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- キ 本実施要領や仕様書等に記載された内容を全て承諾する者であること。
- ク 共同企業体の構成員が単独法人及び他の共同企業体の構成員として参加しないこと。
- ケ 平成22年4月1日以降に日本国内で開催された、皇室御臨席の全国規模の大会（全国植樹祭、全国育樹祭、豊かな海づくり大会、国民体育大会等）で、元請け（元請けとなった共同企業体の構成員を含む。）として業務実績を有すること。
- コ 旅行業法（昭和27年法律第239号。以下「法」という。）第3条又は第6条の3第1項の規定による登録を受けた者のうち、同法施行規則第1条の3の規定に定める第一種旅行業務を業務の範囲としている者
- サ 本業務に次の要件を満たす総括責任者及び主任担当者を配置できること。
- a 総括責任者
 - 宿泊輸送等業務に係る実務経験が7年以上あり、かつ、平成22年4月1日以降に日本国内で開催された皇室御臨席の全国規模の大会を担当した経験がある者であること。
 - b 主任担当者
 - イベントの企画運営に係る実務経験が4年以上あり、かつ、平成22年4月1日以降に日本国内で開催された皇室御臨席の全国規模の大会を担当した経験がある者であること。

（4）参加申込書及び資格審査書類

企画提案競技への参加を希望する者は、以下の書類を提出し、受理されなければならない。

なお、期限までに書類を提出しない場合又は書類に不備がある場合は受理しない。

①提出物（各1部。A4サイズ）

ア 参加申込書（別紙様式1）

イ 資格審査書類

a 参加資格確認申請書兼誓約書（別紙様式2）

b 会社概要（パンフレット等、会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。）

c 過去の実績を証する書類（3（ケ）及び3（サ）に関する書類）

※3（ケ）は別紙様式2の1に契約書の写し等の実績を確認できる書類を、3（サ）は別紙様式2の2および2の3に必要書類の写しを添付して提出すること。

ウ 共同企業体を結成してプロポーザルに参加する場合は、共同企業体協定書（別紙参考様式1に準じるもの）

②提出期限

令和3年1月27日（水）17時まで

③提出方法

持参又は郵送（書留など配達が確実な方法とし、期限内必着とする。）により提出すること。

FAXや電子メールによる提出が一切受け付けない。

第4 企画提案競技への参加資格の確認

（1）参加申込書及び審査資格書類等により参加資格の確認を行う。

（2）参加資格を有する者に対しては、申込順に「A社」、以降「B社」、「C社」と企画提案書に使用する社名を付し、速やかに通知する。

（3）参加資格を有しない者に対しては、参加資格がないと判断した理由を付し、速やかに通知する。

第5 質問事項の受付

募集要領、仕様書等の内容について、下記のとおり質問を受け付ける。

（1）質問受付期限

令和3年2月1日（月）17時まで

（2）質問方法

別紙様式3「質問書」に質問事項を記入し、電子メールにより送付すること。

※口頭による質問は一切受け付けない。

（3）質問への回答

質問書を受理した日の翌日から起算して直近の火曜日又は金曜日までに、参加申込書提出者全員に対して電子メールにより回答するとともに、第45回全国育樹祭大分県実行委員会ホームページにて公表する。ただし、提案内容の核となる質問内容については、質問者に対

してのみ回答する。

第6 企画提案書等の提出

(1) 企画書の提出について

ア 提出期限：令和3年2月8日（月）17時まで

イ 提出方法：持参又は郵送（書留など配達が確実な方法とし、期限内必着とする。）

ウ 提出部数：10部（うち1部は企画提案者名を記載し、9部は4（2）の通知で指定した社名を記載すること。）、データ1部（カラーのPDFデータにしてCD等で提出）

エ 規格等：原則として、A4判横、上綴りとする。ただし、グラフ、表等は必要に応じてA3判にして織り込む等、適宜工夫してもよい。枚数は30枚以内とする。

オ 仕様：別紙「第45回全国育樹祭宿泊輸送等計画策定業務企画提案仕様書」のとおり。

カ 企画書は、1者1案とする（共同企業体は1者とみなす。）。

キ 受理された企画書は、一切その修正を認めない。

ク 次に掲げる事項に該当するものは失格とし、審査の対象としない。

- ① 提出書類に不足がある場合
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ③ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 本実施要領に違反すると認められる場合
- ⑥ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ⑦ 審査会構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑧ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- ⑨ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

ケ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとする。

(2) 見積書の提出について

本業務の予算の範囲内で、別紙様式4「企画提案書」を参考に見積書を1部提出すること。積算の費目は次の内容で作成し、各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

- ・直接人件費
- ・直接経費
- ・諸経費（（直接人件費＋直接経費）×10%以内）
- ・その他（上記費目以外で必要な経費を随時追加）

・消費税及び地方消費税相当額

(3) 必要経費の積算の提出について

別紙参考様式3に準じた令和4年度の「宿泊輸送等業務」の見積書を1部提出すること。

第7 審査会の開催

別に定める審査会において、以下のとおり企画提案競技参加者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた企画提案者1者を選定する。ただし、総得点の最も高い企画提案者が実行委員会の求める最低限の基準（満点の6割以上）に達していない場合は、この限りではない。

なお、提案競技参加者が6者以上の場合は、書類による事前審査を行い、プレゼンテーションの実施対象者を5者以下とすることができる。

(1) 日時及び場所（予定）

令和3年2月18日（木）大分県庁内会議室

※正式な日時及び場所については、後日改めて提案競技参加者あて通知する。

(2) プレゼンテーション時間

1者あたりプレゼンテーション15分+質疑10分程度

(3) プレゼンテーション方法

ア 事前に提出済みの企画提案書に基づき、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。

イ プレゼンテーションは匿名で行うものとし、実行委員会事務局より提案競技参加者あて、あらかじめ通知した名称（A社、B社等）を使用すること。

また、会場入室時にも会社名等が特定される名札や社員記章等は、あらかじめ外しておくこと。

イ 審査会当日、事前提出書類以外の資料を配付すること及びプロジェクター等の機器の使用することを禁止する。

第8 選定結果の通知

審査会に参加した全ての応募者に対し通知する。なお、審査結果に関する質問は一切受け付けない。

第9 委託契約の締結

本業務に係る委託契約は、原則として最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更協議を含むものとする。協議が不調の場合は、次点の者から順に契約締結の協議を行う。

ただし、当該業務は実行委員会における令和3年度事業計画及び収支予算の承認を前提とするものであり、令和2年度第2回実行委員会総会において当該議案が承認されない場合は、委託契約

を締結しない。

第10 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、企画提案競技参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。
- (3) 契約にあたっては、企画提案等の内容について、県と選定された企画提案者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本企画提案競技において、説明会は開催しない。また、適切な感染防止対策を講じるため、企画提案競技のスケジュールの変更、説明会及びプレゼンテーションの参加人数等の制限を行う場合がある。

第11 参加申込書・質問書・企画提案書等の提出先及び本業務に関する問合せ先

第45回全国育樹祭大分県実行委員会

(大分県農林水産部 全国育樹祭推進室内)

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電話：097-506-3852 / FAX：097-506-1803

E-mail：a16260@pref.oita.lg.jp